

令和5年度第3回

国民健康保険運営協議会

令和6年1月18日

東久留米市

令和5年度第3回国民健康保険運営協議会

令和6年1月18日午後5時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

議 題

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」
- (2) 条例の廃止について
- (3) 規則の改正について

出席委員（9名）

会 長 古 井 祐 司
委 員 山 崎 紀 子
委 員 西 尾 龍 太
委 員 中 島 春 江
委 員 橋 豊 子

会長職務代理 齋 藤 昇 司
委 員 熊 野 雄 一
委 員 小 玉 剛
委 員 西 村 より子

欠席委員（1名）

委 員 成 田 直 人

説明者（7名）

市 長 富 田 竜 馬
福 祉 保 健 部 中 谷 義 昭
保 険 年 金 課 長
福 祉 保 健 部 佐 川 公 行
健 康 課 長
保 険 年 金 課 小 方 達 郎
主 査

福祉保健部長 浦 山 和 人
市 民 部 保 木 本 健 一
納 税 課 長
保 険 年 金 課
国民健康保険 南 部 健 一
係 長

◎開会及び開議の宣告

○会長 それでは、皆さん、お疲れさまでございます。

本日はお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。これより、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を開始いたします。

初めに、本日の出欠委員を確認させていただきます。

本日、成田委員がご欠席ですが、国民健康保険運営協議会規則第7条によって定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

市側より、市長、関係部課長が出席をされます。

◎会議録署名委員の指名

○会長 それでは、会議録署名委員のご指名です。

本日の会議録署名委員ですけれども、齋藤委員、小玉委員、中島委員、お三方にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、本協議会での会議録及び資料の取扱いについてお諮りをいたします。

原則として、会議録、それから資料は公開することとなります。ただし、審議内容によって、東久留米市議会での議決に関わる内容を含むことがございます。その場合、当該内容の議決後に同協議会の会議録及び資料を公開するものといたします。あわせて、傍聴の方への資料提供の取扱いですけれども、東久留米市議会にて審議が必要な内容を含む場合、協議会終了後に回収をさせていただくものとなります。

なお、会議録については、氏名の記載は行わず、役職名での表記となりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

こちらについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長 ありがとうございます。

◎議事進行の確認

○会長 それでは、本日ですけれども、諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」のほか、2件の議題を予定しております。

おおむね、午後7時ぐらいまでに終了させていただきたいと存じますので、ご協力をお願いいたします。

◎傍聴者の確認

○会長 それでは、事務局、本日、傍聴ご希望者、いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 今のところ、傍聴者の方おりませんが、遅れて来られた際には傍聴を許可させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、傍聴希望があった折には、入室について事務局で対応をお願いいたします。

◎配付資料の確認

○会長 それでは事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にご送付させていただきました資料1につきまして、今週月曜日、また昨日の17日に、東京都より確定係数に基づく納付金の金額等が送付されましたので、差し替えを机上配布させていただいております。詳細は後ほど説明させていただきますが、各保険者の納付金の負担が大きいため、東京都より都全体で約19億円、本市においては約1,400万円の財政支援が追加されております。その他、確定係数により変動した数値もございまして、事前に送付させていただきました資料と比べ、不足額が約3,120万円減額となっております。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、机上配布いたしましたのが資料1「国民健康保険税・税率等改定」がA4ホチキス留めで1部。

また、事前に送付させていただいております資料といたしまして「令和5年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会次第」が1部、「令和5年度第3回国民健康保険運営協議会資料」が一覧となっておりますものが1部、資料2といたしまして「東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例及び東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例の廃止について」がA4でホチキス留めしているものが1部、資料3といたしまして「東久留米市国民健康保険元気回復施設利用規則の一部を改正する規則」がA4で1枚。

以上となります。不足等ございますでしょうか。

(発言する人なし)

ないようですので、会長、よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○会長 それでは、初めに、市長よりご挨拶をお受けしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○市長 こんにちは。東久留米市長の富田竜馬でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より東久留米市国民健康保険の運営に対しまして多大なるご理解、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、改めて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本協議会は、皆様ご存知のとおり、国保税の在り方をはじめ、予算、保健事業など様々な事項についてご議論いただく場でございます。皆様方におかれましては、専門的なお立場から、また被保険者のお立場から忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

また、今回、国の確定係数、数値の通知が遅くなったということでご迷惑をおかけしておりますが、後ほど説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今まさに、市では予算編成作業の真ただ中でございまして、コロナ禍で受診控え等あったかと思い

ますけれども、決してそれがいいことではないのですが、それがまた、コロナが感染法上の位置づけが5類になりまして、国保の関係も含めて、赤字繰入れも含めて、大変厳しい予算編成を行わなければならない状況になっています。一般会計において、そこから繰り出す赤字繰り出しの部分が本当に厳しいと感じております。

一方で、平成30年度の制度改正、改革によって、国の財政支援を強化し、医療費は東京都の負担、市は東京都に納付金を納めるという形になりました。しかも、赤字削減の計画をつくりなさいということになっておりまして、もう構造上の課題も改めて申し上げるまでもありませんけれども、国保会計の部分では本当に被保険者の方々の減少、また高齢化、所得の決して高くない方々中心のところに、赤字繰入れを削減せよということになると、本当に一気に保険税が高くなってしまうというところで、本当に今苦しい状況だと私自身も感じております。

そういった構造上の課題を抱えながらということでありまして、今般、税率改定等をご諮問申し上げる中で、ぜひ皆様ご意見をいただいて、ご審議をお願いしたいと思っております。国保関係のみならず、私ども、市政に関わる者としては、引き続き市民生活向上のために力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

○会長 それでは、次第3、議題の（1）になります。諮問事項に移りたいと思います。

初めに、市長より諮問をお受けしたいと思います。事務局は準備をお願いいたします。

○事務局 大丈夫です。

○会長 はい。よろしくお願いいたします。

○市長 それでは、よろしくお願いします。

東久留米市国民健康保険運営協議会会長、古井祐司殿。

東久留米市長、富田竜馬。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について。

標記のことについて、東久留米市国民健康保険運営協議会規則第2条第3項の規定により、下記のとおり諮問します。

記。

1、諮問事項、（1）国民健康保険税・税率等改定について。

2、答申期限、令和6年1月25日、木曜日まで。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございました。

市長より諮問をお受けしましたので、これより審議に入りたいと存じます。

なお、市長におかれましては、このあとご公務がございますので、ここでご退席をいただきます。どうもありがとうございました。

○市長 こちらで失礼します。よろしくお願いします。失礼します。

(市長退席)

○会長 それでは、事務局より諮問事項の「国民健康保険税・税率等改定」について、内容のご説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料の1についてご説明をさせていただきます。

「国民健康保険税・税率等改定」についてという資料1をご用意いただければと思います。

ご案内のとおり、国民健康保険は、「国民皆保険制度の最後の砦」として社会保障の根幹を担っており、将来にわたり安定的に制度を運営することが求められております。しかしながら、本市のみならず、市町村国民健康保険の財政状況は、一様に苦しい運営を強いられております。それは、市町村国民健康保険が「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低い」、「所得に占める保険税負担が重い」、「保険税収納率が低い」などといった構造的な問題を抱えていることに起因するとされております。

こうした問題を解決するために、平成30年度から、都道府県がともに保険者となり、財政運営の責任主体となるなど、大改革が行われております。一昨年より、団塊の世代の方々が後期高齢者へ移行され、また社会保険の適用拡大により、制度を支える被保険者数が減少の一途をたどっていることから、国民健康保険制度の運営は困難な状況が続くものと見込まれております。加えて、国は保険料水準の都道府県内での統一を目指しており、都においては令和6年度より医療費指数の納付金への反映を段階的に引き下げることとしていることから、医療費の抑制が図られている本市は、納付金の負担が増えることが想定されており、制度運営に不断の努力を行い、持続可能なものとしていくことが必要と考えております。

区市町村では、現在、多額の一般会計からの繰入れを行っている状況にあり、本市の令和4年度決算でも、4億5,000万円を一般会計より繰り入れることにより、財源を補填し収支を保っておりますが、国は、令和2年度の保険者努力支援制度の評価項目から、初めて加減算の仕組みを導入し、国保財政の健全化のため、早期の赤字解消を求めてきている状況もございます。

原則としては、これらを踏まえ、国保制度改正への適切な対応と財源不足額の確保を目的とした国保税率等の改定について検討し、国保財政の健全化を図る必要があると考えているところでございます。

本日ご審議いただきます税率等改定につきましては、このような状況において、次の理由によりお示しするものでございます。

まず、資料1、1ページ目の下段より、1、財源不足についてでございます。

平成30年度から、国民健康保険事業費納付金・交付金制度がスタートし、給付に必要な費用は一部を除き全額、東京都から都内の区市町村に交付金として支払われております。一方で、区市町村では、交付金に要する費用に充てるため、東京都が区市町村と合意した一定の算定方法に基づき算定した納付金を東京都に納めることになっております。令和6年度分として、東京都より示された納付金額、標準保険料率を基本に、東久留米市の国民健康保険税について試算を行っております。

はじめに、資料を2枚めくっていただきまして、別添の1をご覧くださいければと思います。

上段の医療分につきましては、令和6年度、国民健康保険事業費納付金の額が、緩和措置等を加味して約25億3,299万円となっており、国保税収入の見込み等を勘案した結果、約6億9,784万

円の財源不足が見込まれております。

中段、後期高齢者支援金等分につきましては、令和6年度の国民健康保険事業費納付金の額が約8億5,736万円となっており、国保税収入の見込み等を勘案した結果、約1億6,687万円の財源不足が見込まれております。

下段の介護納付金分につきましては、令和6年度の国民健康保険事業費納付金の額が約3億1,224万円となっており、国保税収入の見込み等を勘案した結果、約4,011万円の財源不足が見込まれております。

したがいまして、医療分、後期支援分、介護分と合わせますと、一番下にございますとおり、約9億400万円の財源不足が見込まれているというような状況でございます。

資料1の2ページ目に戻っていただきまして、下段の2、令和6年度税制改正等についてをご覧いただければと思います。

令和6年度の税制改正等におきましては、①国保税課税限度額の引上げにつきましては、課税限度額は、後期支援分が2万円引き上げられ24万円となり、引上げが見送られた医療分・介護分と合わせて、合計106万円とする予定となっております。また、②軽減判定所得の見直しにつきましては、被保険者1人当たりの加算額を、5割軽減については29万円から29万5,000円に、2割軽減については53万5,000円から54万5,000円に改定し、基準を引き上げる予定となっております。これらにつきましては、令和6年3月に地方税法等の改正が予定されております。

詳細につきましては、後ほど担当よりご説明をさせていただきますが、以上の点を踏まえまして、令和6年度の国保運営にあたっての改定額等について、次のようにご提案させていただきます。

3ページ目をご覧ください。

検討事項を踏まえての提案でございます。医療分、後期支援分、介護分の財源不足は約9億400万円と見込まれており、財源不足額については、国保税を改定して対応することが本来であります。その全てを賦課すると、被保険者の皆様に対して急激な負担増となることが想定されます。一方で、国保財政健全化のためには、将来の東京都内統一保険料を見据え、令和元年度に数値及び解消期限を入れた国保財政健全化計画どおり、毎年度、計画的かつ段階的に決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を削減していくことが妥当と考えます。昨年度は、例年にない物価高の影響を勘案し、税制改正の影響のみにとどめ、その他の税率等は令和4年度と同じものとして据え置きました。物価については、依然先行きが不透明な状況にはありますが、納付金の支払いに要する費用は昨年度に比べ大幅に増加しており、このままでは制度そのものが維持できないこととなり、被保険者の急激な負担増とならないよう年度間の平準化を図りながら、国保財政健全化を進めていく必要があるものと考えます。

こうした状況を勘案した結果、市としましては、国民健康保険事業運営基金を活用しながら、令和6年度については、地方税法等の改正に則した医療分・後期支援分・介護分を合わせて総額約7,800万円の増額改定を提案いたします。

その他の財源不足につきましては、インセンティブ等の獲得を約1億6,500円と見込むほか、国保税負担軽減のためとして、その他一般会計繰入金から約5億6,100万円、国民健康保険事業運営基金から1億円を補填することなどで対応したいと考えております。

なお、この後、ご審議いただきますが、東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例の廃

止により、基金残高である約445万円を一般会計に繰り入れる見込みであることから、約445万円については、赤字繰入額の負担を間接的に軽減しているものと考えております。

4ページをご覧ください。

この結果、1人当たりの平均で約3,053円の増額が見込まれております。また、今回の改定案に基づくその他一般会計繰入額は、国保税負担抑制以外の分も合わせまして約6億7,300万円となり、前年度と比較して約8,400万円の増となっております。

国保は、加入者に高齢者が多いことや低所得層が多いことなど構造的な課題を抱え、財政運営は大変厳しい状況でございます。今後も、1人当たりの医療費の増加が見込まれる中、令和6年度においては、検討事項を踏まえた案を実施するとともに、決算補填等目的の法定外一般繰入れの削減については、東久留米市国保財政健全化計画に基づき、短期及び中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、将来にわたり国民健康保険制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な事業運営を進めていきたいというふうに考えております。

また、東京都市長会や東京都国民健康保険協議会等の場を活用し、国に対して、新たな仕組みづくりや財政支援について検討するよう積極的に働きかけてきたいと考えております。

被保険者の皆様には、広報やホームページを通じての周知のほか、窓口での丁寧な説明を通じて、被保険者の方々のご理解を得るよう努めてまいります。

担当より、試算について詳しく説明させていただきますが、国民健康保険運営協議会の皆様方の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げ、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ご用意させていただいた資料の説明をさせていただければと思います。

まず、別添の資料の説明に入ります前に、東京都から示された確定係数による国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果についてご報告をさせていただきます。

年末に、国が示します係数を基に、東京都が翌年度の東京都全体の被保険者数、医療給付費等を見積もった上で、東久留米市はいくら納付金を納めるのか、その納付金額に見合う標準保険料率という数字を示します。国の係数は、まず11月に仮係数が示され、その後精査した上で、年末に確定係数が示されております。令和6年度分につきましては、年末に国より確定係数が示された後、東京都が納付金額を算定の上、1月15日及び17日に市へ示されております。

今回、東京都が示した納付金額につきまして、市では翌年度の予算に計上し、支払う必要がございますが、被保険者数の減少や1人当たりの給付費等の伸びが想定され、同じ国保税率で計上いたしますと多額な不足額が見込まれることとなります。市では、毎年翌年度の必要な額を算定し、この運営協議会でご審議をいただいております。

まず初めに、資料番号はございませんが、左上に、【参考】「令和6年度確定係数による算定について（前年度比較）」と書かれている資料をご覧くださいければと思います。

左側の一番上でございますが、まず、令和6年度確定係数による納付金額についてご説明させていただきます。

一段目の前年度の「令和5年算定（確定係数）との比較」でございます。

前年度と比較いたしまして、被保険者数は11万7,000人の減、率にして4.5%の減となっております。

次に、給付費の総額でございますが、こちらは対前年度比240億円減の8,096億円、率にして2.9%の減となっております。1人当たり給付費等は32万6,924円、5,391円の増、率にして1.7%増でございます。

1つ飛ばしまして、1人当たり納付金額を見ますと、21万3,354円、対前年度比9,731円の増、率にして4.8%増となっております。

2段目の「納付金総額の令和5年算定（確定係数）との比較」では、東京都全体での令和5年度と令和6年度の確定係数で納付金総額を比較した図となります。左側が令和5年度、右側が今回の確定係数による令和6年度のものとなります。

3段目は「令和5年度と比較した令和6年度の確定係数による1人当たり納付金額の増加、9,731円の主な要因」です。

続きまして、一番下の欄、保険料算定結果をご覧ください。

令和5年度確定係数と比較いたしますと、東京都全体では、伸び率が5.3%、額にして9,580円の増、保険料額は19万436円となっております。

この確定係数による算定の結果、東久留米市の令和6年度の1人当たり保険料額は17万9,604円となっております。令和5年度の1人当たり保険料額は17万427円でしたので、9,177円の増額となっております。

それでは、別添の2の資料になります。令和6年度税制改正に伴う影響試算をご覧ください。

課税限度額の見直しと低所得者に係る保険税軽減の見直しにつきまして、当市の実情に照らし合わせてみた際の影響試算になります。試算は、試算時点の状況に基づき、加入期間や世帯数や所得等の変動要因を一切考慮せず行っております。

まず、1番の課税限度額の見直しに伴う影響につきまして、右側の3つの枠の部分をご覧ください。

2つ目の後期支援分につきまして、22万円から24万円に2万円引き上げられる予定となっております。1つ目の医療分と3つ目の介護分は今回引上げが見送られる予定となっております。その結果、医療分・後期支援分・介護分を合わせた課税限度額は、104万円から106万円となる予定となっております。

左側の表の網かけの部分をご覧ください。

今回の引上げ対象となっている後期支援分におきまして、限度超過世帯数及び超過割合が減少しております。また、見直しによって後期支援分が約483万円調定額が増加する見込みとなっております。

次に、2番の低所得者に係る保険税軽減の拡充に伴う影響です。枠内の説明をご覧ください。

下線が引かれた部分が今回の改正になりますが、5割軽減の29万円の部分が29万5,000円に、2割軽減の53万5,000円の部分が54万5,000円に改められます。

5割軽減と2割軽減につきましては、物価上昇の影響で従来の軽減対象者がその対象から外れてしまわないように、経済動向を踏まえて引き上げる慣例がありまして、近年の景気動向を鑑み、引き上げることとなりました。慣例に基づく引上げとしては、令和5年度から2年連続となっております。

続いて、その下の表をご覧ください。

医療分、後期支援分、介護分ともに5割軽減と2割軽減の部分の世帯数が、改正後におきまして、基準額の見直しによってその対象が広がることを受け、若干増加することとなります。これに伴い、それぞれ約136万円、50万円、15万円、合計で約201万円の調定額の減少が見込まれております。

なお、軽減の見直しに伴う調定額の減少分につきましては、東京都から4分の3、市の一般会計から4分の1の補填があるため、国保会計上は影響がございません。

次に、別添3の資料でございます。令和6年度国保税改定試算表をご覧ください。

今回の国保税改定試算の総括表にあたるものでございます。

改定案の内容でございますが、医療分、後期支援分、介護分それぞれ、左側に現行率、右側に改定案による率、また額を記載しております。改定案の括弧内が差分となります。

医療分については、所得割率を0.29ポイント引き上げて5.81%、均等割額は1,200円引き上げて3万5,900円、課税限度額は改定なしとなります。

中段の後期支援分につきましては、所得割率を0.03ポイント引き上げて2.18%、均等割額は300円引き上げて1万3,200円、課税限度額は2万円引上げで24万円となります。

下段の介護分につきましては、所得割率を0.06ポイント引き上げて1.94%、均等割額及び課税限度額は改定なしとなります。

この結果、全体の改定額は、この資料の一番下の網かけ部分、7,837万1,500円となりまして、1人当たりの改定額は3,053円の増となります。

なお、応能応益割合は、55.2対44.8となっております。

続きまして、別添4の資料でございます。令和6年度国保税所得階層別試算表についてご説明をさせていただきます。

まず、左端の賦課標準階層をご覧ください。

この階層は、旧ただし書所得を示しております。旧ただし書所得とは、収入から必要経費・給与所得控除・公的年金等控除等を控除したいわゆる総所得金額等からさらに基礎控除額を引いたものとなっております。国民健康保険税の所得割は、この旧ただし書所得を算定の基礎としております。

まず、一番左に賦課標準階層がございます。その1つ右列にはその階層に入る世帯数、その1つ右の列には、その世帯数が国保全体に占める割合をパーセンテージで示しております。

賦課標準階層の一番上のゼロの欄の世帯数は7,362世帯となっております。3つ目の列、構成比・世帯数を上から確認してまいりますと、旧ただし書所得がゼロの階層が41.9%、ゼロを超え98万円以下の3つの層の合計は23.5%、98万円を超え200万円以下の層は17.0%、200万円を超え300万円以下の層は7.9%、300万円を超える層は9.7%となっており、300万円以下の層が全体の90.3%を占めている状況でございます。ちなみに、旧ただし書所得300万円を給与収入に直しますと、約480万円となります。

次に、右端から5列目の部分、色つきの部分をご覧ください。

この部分は現行と改定後の差分を示しております。層全体で7,837万1,500円の調定増が見込まれ、一番下の行の一番右になります、世帯あたりの改定年税額の平均は4,463円の増となります。

次に、改定による影響のモデルケースを別添5の資料、国保税額計算例によりご説明をさせていただきます。

きます。

左側は、介護分の負担がない65歳以上の年金所得がある方等のケースでございます。一方、右側は40歳から64歳までの介護分の負担がある方で給与所得等がある場合のケースでございます。軽減該当も同程度のものを比較しており、一例を申し上げますと、左側の一番上、加入者1人で年金収入が153万円で7割軽減に該当する場合、改定により400円増額することとなります。

次に、左側の上から3つ目、加入者4人、営業所得が260万円の世帯では、改定により2割軽減に該当することになることから2万6300円減額することとなります。

次に、右側の一番上、加入者1人で給与収入が98万円で7割軽減に該当する場合は、改定により400円増額することとなります。

また、右側の上から3番目、加入者4人で営業所得が260万円の場合は、改定により2割軽減に該当することになることから3万700円減額することを示しています。

一番下の例は、課税限度額に該当するケースを示しております。

そうした内容で、各ケースの改定による変更分をご覧いただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑に入りたいと存じます。

まず、ご質問、あるいはご意見ある方、ご発声、挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○委員 資料1のページ3で、インセンティブ獲得見込みの説明がありましたが、令和6年度は1億6,500万円の獲得見込みとありましたが、昨年度はそれよりもっと多く1億9,400万円となっていました、どのような理由でこの2,900万円が少なくなったのでしょうか。お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○事務局 ご質問、ありがとうございます。

インセンティブの減少の要因でございますが、インセンティブの算出の基礎となっております要因の一つといたしまして被保険者数がございます。例えばインセンティブの中には、各取組や実績に応じまして加算されたポイントに被保険者数を乗じて算出しているものもございます。そのため、毎年被保険者数が減少しているという現状から、獲得できるインセンティブも例年減少していくという状況がございます。

また、ポイント加算の項目や点数につきましても、毎年見直しが行われておりまして、これまで加算対象だったものが対象外になることや、点数の上限が増減するといった要因もございます。令和6年度のインセンティブでございますが、本年度の獲得実績と被保険者数の見込みを鑑みまして、約1億6,500万円と設定させていただいております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 納付金は今後増えていくのか、それとも減っていくのか、どのように見込みを行っておりますか。

○会長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

納付金の算定でございますが、被保険者が減少傾向にあることから、市が支払う納付金は減る可能性もありますが、1人当たりの給付費は年々増加していることから、1人当たりの納付金は増えていくと想定がされます。一方で、その増額分を全て保険税で賄うことは、被保険者への負担が大きいものと考えております。

今年度につきましては、11月に提示された仮係数に基づく1人当たりの納付金額が、前年度に比べて5.3%、金額で1万860円の増と大きく増えていたことから、先月、12月に市の国保担当課長会で構成します東京都市国民健康保険協議会から東京都国民健康保険課長へ、また東京都市長会及び東京都町村会から都知事へ緊急要望を行っております。都の財政支援と国への財政支援要望を行うことなどをお伝えして、今回、19億円増えたということがございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかにございますでしょうか。

最初に、冒頭に市長も非常に厳しい財政状況と仰った中で、いろいろな、また受診行動も変わってきましたので、なかなか厳しい改定だと思いますが、皆様方で何かお気づきになられた点、あるいはご意見などあれば、遠慮なくお願いしたいと存じます。

よろしいでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 ありがとうございます。

ご丁寧にご説明もいただきまして、事務局もありがとうございます。

それでは、委員の皆様、いろんな社会情勢の変化もご承知だと思いますけれども、特によろしかったでしょうか。

それでは、本諮問について、おおむねご理解をいただけたものと考えられますので、事務局案で取りまとめてよろしいかということで、採決を取らせていただければと存じます。

それでは、事務局よりご提示のあった国民健康保険税・税率等改定について、ご説明のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございます。

挙手全員ということで、事務局は次回までに答申案をまとめるようお願いいたします。今回は、答申案について、最終的ですが、審議をしていきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◎条例の廃止について

○会長 それでは、続きまして、議題の（２）条例の廃止について、内容のご説明をまず事務局よりお願いいたします。

○事務局 それでは、議題の２でございます。条例の廃止についてご説明をさせていただきます。

資料２をご覧くださいと思います。

本条例は、東久留米市国民健康保険の被保険者が属する世帯主に対しまして、被保険者の療養または出産に必要な資金を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定を図ることを目的としたものでございますが、現在は限度額適用認定証の発行や、高額療養費の医療機関への委任払い、出産育児一時金の医療機関への直接払いや委任払いなどの制度が確立されております。なお、貸付制度の利用状況につきましては、高額療養費に係る申請は平成２６年９月、出産育児一時金に係る申請は平成２６年２月を最後に、本日に至るまで申請はなく、本条例を廃止しても支障が出ることはないと考えております。

なお、現在、貸付けを行った貸付金のうち、いまだ返還されていないものが２件、計５５万１，０００円ございますが、本条例の廃止後の債権の回収については適正な措置を行ってまいります。

今後の予定でございますが、令和６年第１回定例会にそれぞれの条例の廃止条例を上程、施行日は令和６年４月１日を予定しております。議決後は運用基金から債権を除いた現在高を一般会計の歳入として繰り入れる予定でございます。

なお、条例施行に関しましては、必要な事項を定めております規則等につきましても、併せて廃止する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

では、この件につきましてご質問、ご意見などございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 一時金の４２万円が５０万円にというのはもう始まってはいますが、その一時金の５０万円は、私からすればものすごい額だなと思いますが、子供を産むのにいろんなケースがあるかと思います。帝王切開したり、自然分娩だったり、その額がそれでいろいろ変わると思うのですけれども、それはなぜ同じに一律なのかなと。差があると思ったのですが、夜の出産で帝王切開でというのと、ものすごくかかるわけですね。それだと、結局足りない場合があると思います。でも、昼間で自然分娩で行かれた方は、逆に余る場合があるのではないかなと。そういうのは何とかならないのでしょうか。ずっと思っていたので、お聞きしたかったです。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局よりお願いします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

この出産育児一時金の５０万円というのは、上限が５０万円ということになっていますので、費用が５０万円かからなければ、その分までしか払わない。５０万円を超えてしまっても、５０万円までしか払わないという形になっております。

今回、この貸付けというのは、そのかかった費用の８０％までは払う前に貸付けしますという制度だ

ったのですけれども、これが今は病院と市役所のやり取りで、直接その分を、かかったお金を、一時金までの額を病院に市から払うという制度が確立されておりますので、今、貸付けの申請がないという状況になっております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

恐らく、委員がご心配されていた分娩で50万円では収まらないという、例えば高度医療が必要な場合とか、いわゆる出産というのは、今、病気ではないというカテゴリーなので、通常は自費負担なので、すけれども、本当に医療が必要な場合には、いわゆる国民健康保険の医療保険でカバーがされますので、その辺はご心配ないと思います。そのような理解で合っていますでしょうか。

ありがとうございました。

そのほかに何か、今のような疑問がある方とか、あるいはご意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

出産の支援とか子育て支援、非常に重要だと思いますので、昨今のいろいろな自治体の議論の中でも、50万円ぐらいが平均なところなのですけれども、それ以上の額も補助しようという動きもあるようなので、東久留米市でももし市民の皆さんとか、財政上の事情が許せば、そのような方法も検討いただきたいです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。貴重なご意見ですが、事務局、何かコメントございますか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

今、そういった地域によって出産にかかる費用に差があるとか、そういったことは国で今議論がされておまして、費用の見える化というのをやっていこうという話があるのは認識しております。

なので、そういった内容は、動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 よろしいでしょうか。

◎規則の改正について

○会長 それでは、続きまして、議題の(3)規則の改正につきまして、また事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

こちらは、被保険者が市内に2か所ございます公衆浴場を利用する際に、約半額を補助してございますが、都の公衆浴場料金の統制額のうち、大人(12歳以上)の部分が20円値上がりされたことに伴いまして、該当する補助金額を10円引き上げるものとなってございます。12歳未満の部分については据置きとなっておりますので、金額の変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○委員 今の元気回復施設の説明を聞きますと、公衆浴場の補助金を10円引き上げることですが、この制度の内容についてと、市民の皆さんにどのようにお知らせしているのかを聞いてみたいです。教えてください。

○会長 お願いいたします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

昨年度もご説明させていただきましたが、この事業の内容につきましては、東久留米市におきまして国民健康保険に加入している皆さんの健康保持、増進を目的として、市内の公衆浴場と元気回復施設の契約を結んでいるものでございます。

利用方法といたしましては、窓口にて申込書に必要事項を記入していただき、被保険者証と一緒に保険年金課国民健康保険係に提出し、利用券を受け取っていただきます。その後、元気回復施設を利用するときに、受け取った利用券を提示していただくと、通常の利用料金から約半分の補助金額を差し引いた額で利用できるようになっております。利用については、年度内に1回、5枚の利用券を発行しております。2か所の対象施設ですが、東本町の源の湯、幸町の第二喜多の湯となっています。

なお、今年度の実績といたしましては、1月17日時点で87件のご申請をいただいております。

概要としては以上になります。

また、市民の方への周知方法につきましては、市のホームページへの掲載と、毎年5月頃に広報ひがしくるめにて、事業の案内を掲載させていただいております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかにごございますでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 よろしいでしょうか。

◎その他

○会長 それでは、質疑がないようでしたら、最後に事務局よりお知らせをお願いいたします。

○事務局 それでは、最後にお知らせということで、次回でございますが、第4回を1月25日木曜日に予定してございます。既に案内通知はご送付させていただいておりますが、1月22日月曜日、来週の月曜日にまた資料を送付させていただきたいと思っておりますので、ご出席方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 それでは、これもちまして、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会といたします。
皆様、遅い時間帯、どうもありがとうございました。

(午後6時25分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和6年1月18日

会 長 古 井 祐 司

署名委員 齋 藤 昇 司

署名委員 小 玉 剛

署名委員 中 島 春 江